

自然公園における行為の規制

【自然公園とは・・・】

優れた美しい自然の風景地を保護していくと共に、その中で自然に親しみ、野外リクリエーションを楽しむことができるように指定された公園です。また、生物多様性の確保に寄与することも自然公園の目的のひとつです。

佐久管内には自然公園として、2つの国立公園、2つの国定公園があります。内訳は、上信越高原国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、妙義荒船佐久高原国定公園です。それぞれの公園では自然景観の特色に応じて、地種区分が定められています。

【公園の地種区分】 自然公園の地種区分は以下のとおりです。

区 分	特 徴	備 考
特別保護地区	特に優れた自然景観、原始状態を保護している地区	現状変更は原則不可
第1種特別地域	優れた自然の維持を極力図る地域	新たな工作物の設置は原則不可
第2種特別地域	農林漁業活動と調整しながら優れた自然の維持を図る地域	工作物の規模などに制限有り
第3種特別地域	通常の農林漁業活動を容認しながら優れた自然の維持を図る地域	同上
普通地域	特別地域に準じて風景の維持を図る地域	行為によって届出が必要

【特別保護地区及び特別地域内における行為規制】

自然公園の特別保護地区では、原則として現状の変更はできません。また、特別地域では各種行為が規制されており、許可等が必要となります。公園の中で行うことが認められている事業（公園事業）を変更する行為や、公園内での各種行為、日常生活での行為等のうち、許可が必要とされる場合には次のようなものがあります。（他の行為も許可が必要となる場合がありますので、詳しくはお問合せください。）

建物、構造物等の新築・増築・改築

- 建築物（住宅、物置等）や道路、橋、鉄塔等人為的に造られる工作物。
- 仮設（設置期間が3年を超えないもの）の上記建築物、工作物（仮設テント、プレハブ等。）
- ※許可等が不要となる行為について
 - ・老朽箇所の維持、修繕行為で建物の規模、構造、色彩に全く変更がない場合等。
 - ・その他にも許可等が不要となる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

例)

- 住宅、店舗、物置等の新築
- 建物などの増築及び改築
- 道路、橋、鉄塔等の設置



木竹の伐採

- 木竹（樹木や竹類）を伐採する行為。
- ササ刈りや人工林の伐採も対象。
- ※許可等が不要となる行為について
 - ・枯損した木竹又は危険な木竹を伐採する場合。
 - ・自宅敷地内の木竹の伐採。



鉱石又は土石の採取

- 鉱物や岩石、土砂を採取する行為。
- ボーリング・井戸掘削等も対象。
- ※許可等が不要となる行為について
 - ・自宅敷地内の土石を採取する場合。



広告物等の設置・掲出・表示

- 看板・案内板の設置及び建物・工作物の壁面等に掲出・表示する行為。
- モニュメント、慰霊碑、銅像、彫刻等の設置も対象。
- ※許可等が不要となる行為について
 - ・建物や工作物の壁面に2.5m以下の高さで表示する行為。
- ◎詳しくは「自然公園内広告物設置等に関する注意」をご覧ください。



土地の開墾・形状変更

- 土地の開墾及び切土盛土等により宅地を造成する様な人為的に土地の形状を変える行為。
- ※許可等が不要となる行為について
 - ・建築物の設置の許可を受けた行為に付随する必要最小限の敷地造成。



植物の採取・損傷

- 植物を根から掘り採る行為及び、茎、花、葉等を採ったり傷付ける行為。
- ※許可等が不要となる行為について
 - ・自宅敷地内の植物を採取・損傷する行為。



屋根・壁等の色彩の変更

- 建物の屋根や外壁、鉄塔、橋等の工作物の色を変える行為。
- ※許可等が不要となる行為について
 - ・老朽化した箇所と同色で塗装する場合。



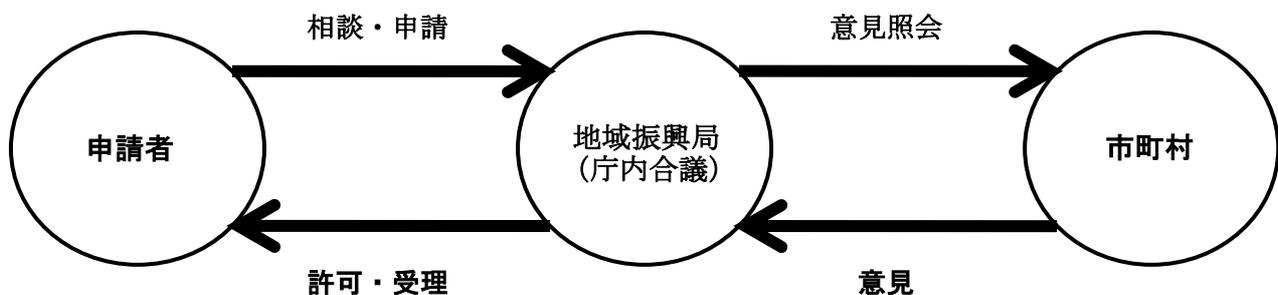
【普通地域における行為規制】

普通地域内では、次のような行為を行う場合、行為着手の30日前までに届出が必要となります。
(他の行為も届出が必要となる場合がありますので、詳しくはお問合せください。)

- **建築物、工作物の一定規模を超える新築・増築・改築**
ex)高さ13mを超える又は面積1000㎡を超える建築物、高さ30mを超える鉄塔等。
- **鉱物・土石の採取**
※自宅敷地内で鉱物・土石の採取をする場合、採取面積が200㎡以下、かつ高さ5m以下の場合等は届出不要です。
- **広告物の設置・掲出・表示**
※2.5m以下の高さで建物や工作物の壁面に広告物等を掲出又は表示する場合、法令の規定により、又は保安の目的の場合等は届出不要です。
- **土地の開墾・土地の形状変更**
※自宅敷地名で土地の形状を変更する場合、変更面積が200㎡以下、かつ高さ5m以下の場合等は届出不要です。

【申請の流れ】(国立公園(地域振興局長権限)及び国定公園の場合)

※許可に至るまで3～4週間ほど時間を要します。



【その他】

他法令の手続が必要となる場合もありますので、自然公園内でなんらかの行為を予定している方はお早めにご相談ください。また、行為予定地が自然公園に該当するか否かの相談も随時受付けております。行為予定地を示すある程度広域な地図(1:25,000程度)を準備して、環境課にご相談ください。

【問い合わせ先】

- 国立公園に関すること。(国立公園の管理は、環境省が担当しています。一部事務は下記地域振興局でも取扱っていますのでご相談ください。)

万座自然保護官事務所(上信越高原国立公園)

TEL 0279-97-2083 FAX 0279-97-4302

奥多摩自然保護官事務所(秩父多摩甲斐国立公園)

TEL 0428-83-2157 FAX 0428-83-2162

- 国定公園に関すること。その他自然公園に係ること。

長野県佐久地域振興局 環境課

TEL 0267-63-3166 FAX 0267-63-3199

メール sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp